

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

令和4年度 町県民税申告相談について

2月3日（金）から**完全予約制**による町県民税申告相談を行います。（予約方法の詳細は本誌中面をご覧ください）1月1日現在で朝日町に住所がある方は、朝日町に申告する義務があります。所得税や町県民税を申告すべき方が未申告の場合、未申告加算税などが課せられる場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

所得区分	持参していただくもの
申告者（該当者）	<ul style="list-style-type: none"> ◎印鑑 ◎マイナンバーカードまたは番号確認書類＋本人確認書類 ◎控除額の証明となるもの（例） <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料控除の証明書（領収書） ・生命保険等の掛金証明書 ・地震保険料や建物共済掛金証明書 ・「医療費控除の明細書」及び領収書 ・障害者手帳（該当者） ・豪雨や豪雪等の災害による修繕の領収書等（支払合計5万円以上） ・寄附金受領証明書（ふるさと納税を含む）
給与所得がある方 （日雇い・アルバイトを含む）	◎給与、報酬、賃金などの源泉徴収票（原本） 日雇い者・アルバイト者で源泉徴収票がない方は、勤務先から収入額の証明書をもらってください。
事業所得がある方 （農業、営業、建設業等）	◎年間の収入、経費を確認できる書類 ・収支内訳書 ・帳簿（収支ノート）、領収書等
不動産所得がある方 （宅地、農地、駐車場、建物等を貸し、賃料や現物提供がある方・電柱等土地使用料をもらっている方等）	◎年間の収入を確認できる書類 ・収支内訳書 ・領収書等 ◎水利費、土地改良区費等の領収書
年金、恩給をもらっている方	年金以外に収入がある方、扶養等の各所得控除をする方は申告が必要です。 ◎年金の源泉徴収票
その他の所得がある方	◎年間の収入、経費を確認できる書類、帳簿、領収書等

○農業または営業の方は「収支内訳書」や「収支ノート」を記載してきてください。

○医療費控除の際は「医療費控除の明細書」を必ず添付する必要がありますので、持参ください。（詳細は本誌中面をご覧ください）

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2107

令和4年度の申告相談も「完全予約制」です

令和4年度も長時間の待ち時間解消と新型コロナウイルス感染拡大を防止し、安心して申告していただくため、申告相談を「完全予約制」とします。

申告相談に来られる際は、12月28日発行のお知らせ板にて地区の相談日を確認いただき、申告日の前日まで電話等で「時間を予約」したうえでご来場ください。予約なしで来られた方は、その日の予約受付分終了後に受付いたします。感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

▶受付方法

事前予約（予備日だけでなく申告相談に来られる全ての方が、事前の時間予約が必要です）

▶予約期間

申告日の前日まで

▶予約方法

①電話予約：☎67-2107（平日の午前8時30分～午後5時）

②インターネット予約：町ホームページまたは下記二次元バーコードからアクセス可能

※電話予約は混み合いますので、できるだけインターネットでの予約をおすすめします。

▶相談時間

午前9時～午後3時（30分刻みで予約受付します）※時間ごとの受付人数には限りがあります

▶会場

開発センター ホール

▶新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

来場前に検温を実施し、発熱している場合や体調不良の場合は来場を控えてください。また、来場時にはマスク着用の徹底をお願いします。

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107



<https://logoform.jp/form/eDFc/69889>

▲予約フォーム

郵送等による申告受付について

申告書は、郵送でも受付しています。郵送で提出した方は申告相談への来場は不要です。なお、内容により、後日、確認等の連絡をする場合があります。

▶確定申告の方…所得税の納付や還付がある方

確定申告書を税務署へ郵送してください。用紙は、税務署窓口で取得、または国税庁ホームページからダウンロードしてください。また、e-tax（電子申告）による申告も可能です。

▶町県民税申告の方…所得税の納付や還付がない方

町県民税申告書を右記宛てに郵送してください。用紙は担当課窓口で配布します。また、希望者には郵送しますので、問い合わせください。

▶どちらの申告になるかわからない方

状況等を聞き、該当と思われる用紙を送付しますので、下記へ問い合わせください。

◆相談期間中は、職員が会場での対応となるため、問い合わせは1月中がスムーズです。

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107
〒990-1442 朝日町大字宮宿1115
寒河江税務署 ☎86-2244
音声案内後0番（確定申告のご相談へ）
〒991-0021 寒河江市中央二丁目2-35

【第 25 回 朝日町小中学校児童生徒 ひめさゆり俳句大会】 守谷茂泰氏 選
銅賞「チューリップよるこびだけを待っている」 朝日中 2 年 安藤 鈴嚶
銅賞「稲妻が木の根のように駆け巡る」 朝日中 3 年 佐藤 陽
佳作「ひまわりはせずじのばしていいえ顔」 西五百川小 3 年 小川 竜輝

各種控除等について

○ふるさと納税等の寄附金控除を受けられる方

<ふるさと納税ワンストップ特例制度について>

確定申告の不要な給与所得者等が、寄附先自治体に申告特例申請書を提出している場合、翌年度の個人住民税所得割額から、所得税の控除相当額と住民税の控除額が税額控除されます。

ただし、特例申請書を提出していても、下記に該当する場合は制度対象外となります（確定申告が必要です）。

- ①寄附先の自治体が6団体以上ある
- ②確定申告（住民税申告を含む）を行う必要がある自営業者等
- ③給与以外の所得（不動産所得、配当所得、一時所得、土地建物の譲渡所得等）がある
- ④医療費控除や住宅ローン控除の適用を受けるため確定申告をする など

○住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅を新築、購入または増改築等し、住宅借入金等特別控除を受けられる方は、次の書類を準備し確定申告をされるようお願いいたします。

初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方は適用対象となる要件等がありますので、寒河江税務署での申告をお願いいたします。

【令和4年分の申告で初めて受けられる方の必要書類】

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②家屋の登記簿謄本または抄本
- ③工事請負契約書、売買契約書の写し
- ④家屋の新築または購入の年月日、家屋の新築工事の請負代金または購入対価の額及び家屋の床面積を明らかにする書類またはその写し
- ⑤各種補助金の金額や内容がわかるもの（支給決定通知書等）

【すでに特別控除を受けている方で令和4年分についても受ける方の必要書類】

- ①住宅資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②税務署より送付されている住宅取得等特別控除証明書

○医療費控除を受けられる方

令和4年中に支払った申告者及び生計同一家族の医療費の合計が10万円（所得の合計額が200万円以下の方は、所得の合計額の5%）を超えた場合、医療費控除として超えた部分の金額を所得から控除することができます。

年間の支払金額をまとめた「医療費控除の明細書」の添付が必ず必要です。明細書の用紙は、国税庁ホームページでダウンロードするか、税務町民課でお渡しできます。なお、領収書の代わりに保険機関が発行する年間の医療費の通知を利用することができますが、一定の月までの記載しかない場合がありますのでご注意ください。

【準備するもの】

- ①医療費控除の明細書
- ②医療機関や薬局で発行された領収書
- ③介護保険施設の領収書（医療費控除該当分の記載があるもの）
- ④おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」（6か月以上寝たきりなどの証明）が必要です。用紙が必要な方は税務町民課へお越しください。

※対象医薬品を1万2千円以上購入した場合に「セルフメディケーション税制」を受けることができます。ただし医療費控除との選択適用となります。なお、マスクや消毒液の購入費は、治療等の費用に該当しないため、医療費控除の対象外です。

<PCR 検査費用について>

- ①医師等の判断により受けた場合：対象
 - ②感染していないことを明らかにする目的など、自己の判断により受けた場合：対象外
- ※ただし、検査結果が「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合は対象

○障害者控除を受けられる方

障害者手帳等をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けており一定の要件を満たす場合には、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除が受けられます。認定書が必要な方は、健康福祉課福祉係（☎67-2132）にご相談ください。

▶問合せ先

寒河江税務署 ☎86-2244

税務町民課 税務係 ☎67-2107

雪害対策関連情報

令和4年度朝日町雪害対策事業（農業関係）について

大雪による農業者支援として、雪害対策事業を行います。事業を希望される方は役場へ問い合わせください。補助要件等については下記のとおりです。

▶交付対象者

農業生産法人又は農業者等の組織する団体

▶対象経費

農道除雪等、道路確保対策に要した経費

▶補助内容

対象事業費の1/2以内
(経費には移動費1回一律2,500円を含む。)

▶問合せ先

農林振興課 ☎67-2114

朝日町民間事業所等排雪支援事業補助金について

12月24日に朝日町豪雪対策本部が設置された事に伴い、民間事業所等で敷地内に除雪した雪を、敷地外へ運搬等で排雪した際の費用を支援します。

▶補助対象者

町内に住所を有し、施設（工場、社会福祉施設、商店等）の建つ土地の排雪を行った事業者で、次のいずれにも該当していること。

- ①町税を完納していること
- ②法人格を有していること又は商工会に加入していること

▶対象経費及び補助率

令和4年12月24日以降に排雪を行うために要した経費（※除雪に要した経費は対象外）

【委託の場合】

民間事業者（建設業者等）に委託した経費の1/2以内の額。ただし自宅と構造上一体の場合は1/3以内の額

【自前の場合】

自前の車両等で排雪した場合は、1日あたり

45,000円上限。ただし自宅と構造上一体の場合は、1日あたり30,000円上限。

▶交付申請

交付申請書（兼実績報告書）に次の書類を添付して総合産業課へ提出。

※交付申請書は町ホームページからダウンロードできます

①排雪作業日報
(作業日と業務内容等が記載されており、委託の場合は双方の確認印があること)

②対象経費分に係る領収書

(すべて自前の車両等で排雪した場合は、車検証のコピー)

③完納証明書

▶申請期限

3月13日(月)

▶申込・問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

高齢者等世帯の雪下ろし・雪はき作業に係る支援内容を加算・増加します！

高齢者等の世帯に対する雪下ろしや雪はきなどについて、町豪雪対策本部の設置に伴い支援加算が適用されます。

- ①区民共助で作業を行う「交付金事業」については、基本額に豪雪対策加算額を加算した金額となります。(区へ交付)
- ②交付金事業に取り組めない場合で業者などに作業を委託する「補助金事業」については、基本回数及び日数が増加します。(申請者への補助)

※なお、支援内容の加算または増加に係る申請は不要です。加算または増加に係る詳細については、町で送付した交付決定通知書をご覧ください。

▶問合せ先

政策推進課地域振興係 ☎67-2112